

香芝市訓令乙第4号

各 部 課  
各出先機関

香芝市国旗等の掲揚に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月13日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市国旗等の掲揚に関する要綱の一部を改正する要綱  
香芝市国旗等の掲揚に関する要綱（令和7年訓令乙第4号）の一部を次のように改正する。  
次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
<p>別記</p> <p>1 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ <u>掲揚柱により掲揚するときは、敷地外（敷地外から掲揚された国旗等を視認し難い場合又は敷地内に、掲揚された国旗等を仰ぎ見ることができる広場等がある場合は、敷地内とする。以下同じ。）から旗の正面に向かって右側から、香芝市旗、国旗の順とする。この場合において、掲揚柱が3本以上あるときは、敷地外から旗の正面に向かって右側から詰めて掲揚するものとする。ただし、高さが異なる掲揚柱があるときは、最も高い掲揚柱に国旗、その次に高い掲揚柱（その次に高い掲揚柱が2本以上あるとき又は最も高い掲揚柱が2本以上あるときは、敷地外から旗の正面に向かって国旗の右側の掲揚柱）に香芝市旗を掲揚するものとする。</u></p> <p>ハ [略]</p>	<p>別記</p> <p>1 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 掲揚柱により掲揚するときは、敷地外から旗の正面に向かって右側から、香芝市旗、国旗の順とする。この場合において、掲揚柱が3本以上あるときは、敷地外から旗の正面に向かって右側から詰めて掲揚するものとする。ただし、高さが異なる掲揚柱があるときは、最も高い掲揚柱に国旗、その次に高い掲揚柱（その次に高い掲揚柱が2本以上あるとき又は最も高い掲揚柱が2本以上あるときは、敷地外から旗の正面に向かって国旗の右側の掲揚柱）に香芝市旗を掲揚するものとする。</p> <p>ハ [略]</p>

改正案	現 行
<p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ 舞台等において掲揚するときは、正面から舞台等を見て右側から、当該香芝市の機関の旗、香芝市旗、国旗の順又は当該香芝市の機関の旗、国旗、香芝市旗の順とする。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ 舞台等において掲揚するときは、正面から舞台等を見て右側から、当該香芝市の機関の旗、香芝市旗、国旗の順とする。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。